

令和6年2月5日

石巻市議会議長 安倍 太郎 殿

会 派 名 石巻颯の会  
代表者名 西 條 正 昭

研究研修会等参加報告書

研究研修会参加の結果について、次のとおり報告します。

記

- 1 研究研修会名 株式会社廣瀬行政研究所 廣瀬和彦氏によるオンラインセミナー  
「議長・委員長のための議会運営について」
- 2 期 間 令和6年2月2日（金） 午前10時～午後1時
- 3 場 所 会派室
- 4 参加者氏名 西條正昭、阿部正敏、山口莊一郎、宇都宮弘和、  
我妻久美子、谷祐輔
- 5 全体参加者数 30名

## 6 研究研修会の概要

議員の資質向上と当議会が有する監視機能及び政策立案機能をより一層充実、強化するため。特に議会事務局と連携を保ち、直面する課題に対し、議会がその役割を果たし、更なる住民福祉の向上を図るためのセミナーである。

### 【1】議長・委員長の権限

#### (1) 概略

- ・議長の権限  
秩序維持権、議事整理権、事務統理権、議会代表権
- ・委員長の権限  
議事整理権、秩序保持権

#### (2) 秩序保持権（地方自治法129条、137条）

##### ①議員に対するもの

- ・制止
- ・発言取消（明確な基準はない、議会で整理しておく。  
議運と議長で責任を分散させる）
- ・発言禁止（全て・部分的発言の禁止。禁止前に数回の注意が必要。  
その日の会議のみ適用）
- ・議場外への退去（議場への警察介入は不可。議会事務局職員の実力行使が可能）
- ・会議の閉議、中止（議場がざわざわする等、誰が見ても整理困難な場合）
- ・欠席議員に対する懲罰動議提出権（出席すべき議会に出席しない場合）

※悪例を残さないよう権利を行使することが重要

##### ②傍聴人に対するもの（地方自治法130条）

- ・制止
- ・退場命令（傍聴人全員の退場または特定人のみ退場）
- ・警察官への引き渡し（議長と市長の連名で要請）
- ・身体検査はできない

※全て本会議においてのみ。委員会においては委員会条例に定めがあり、それに基づく。

#### (3) 議事整理権（会議の議事を円滑に行うための一切の権限。会議規則に規定）

- ・議案の受理（定例会初日のみ議案を受理できる）
- ・委員会付託
- ・議事日程の作成（議運は意見を聞かれているだけであり、議事日程を決めるのは議長）
- ・議題の宣告
- ・発言の許可 等

(4) 事務統理権（議会の庶務を統理する権限。地方自治法138条における議会の事務）

- ・会議録の作成
- ・議決後の予算、条例の送付
- ・閉会中の副議長、議員の辞職許可
- ・会議結果報告
- ・事務局職員の任免
- ・図書館の管理 等

(5) 議会代表権

- ・意見書の提出
- ・100条調査における証人の出頭
- ・公聴会の開催
- ・請願の受理
- ・執行機関の出席要求
- ・長の退職の申し出 等

※議会を代表する権限を有するため、裁判では議長も被告になりうる

【2】 通告書と通告外、議題外の発言

(1) 質問通告とは

議長が定める一定の期間内に質問を希望する議員が議長に対し質問内容の要旨を伝えること

(2) 文書通告の必要性

- ①質問内容が市の事務の範囲外のものである場合や、質問の内容が個人のプライバシーや議会の品位を傷つけるようなものである場合等に議長が当該質問を許可しない運用を取るため
- ②質問の人数や内容を把握し、重複質問や質問順序・質問人数の調整をするため  
（通告を認めないことも必要。当該自治体の行政のみに質問可能。通告外質問について文書で残しておくほうが良い）
- ③執行機関があらかじめ議長から質問の通告書を受け取ることにより、十分な答弁準備が行えるようにするため

(3) 質問の範囲を超えた通告書・通告外の発言の取り扱い

当該団体の事務に直接関係ない質問の通告が行われた場合、議長は当該団体の事務以外の通告部分は有効な通告とみなすことができない。

→議長は当該部分の通告書からの取り下げを通告議員に勧告する必要がある。

→勧告に通告議員が従わない場合、通告書全部が無効ではないので、議長は当該部分の質問を許可しない旨を通告することになる。

上記の取り扱いをしたにも関わらず、本会議における質問において、当該部分の質問がなされた場合、議長は通告外の発言として地方自治法129条に基づき、

(ア) 発言を許可していない旨を当該議員に注意、(イ) それでも質問を続ける時は、発言禁止を命ずる、(ウ) なお発言を続ける時は退場を命じる必要あり。

※「市政全般について」「政治姿勢について」などは要旨に該当しないので注意する。

#### (4) 議題外の発言

質疑は議長の議題宣告により議題となった案件に対する疑義しか述べることができない。

自分の意見は言えない。

例えば条例案を議題として質疑を行っている際に、条例案に関連する補正予算についての質疑を補正予算を議題としていないのに行うことはできない。

議長が議題外の発言として適宜注意しないと、それが先例となり議題外の発言をしても注意することができなくなる。

### 【3】不穏当・不規則発言

#### (1) 意義

不穏当発言：良識を有する者が発言しない発言

不規則発言：議長の許可に基づかない発言

#### (2) 不穏当発言の判断は自治体によりさまざま

＜例＞浦添市議会における市長の弟が指定管理者になることの是非について道義的にどうなのかという質問は一般的に不穏当と認定することは難しい。

しかし、発言時における状況、議会の構成、それまでの議員としての発言状況などのさまざまな状況が絡み合っ、議会の自律権の一環として判断するので議会により判断はさまざまとなり、法的には問題ないこととなる。

#### (3) 不規則発言

黙認される不規則発言：

議会の審議を活性化する相槌や掛け声による野次は場合によってその効用からある程度黙認

問題となる不規則発言：

明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない

#### (4) 不穏当発言の該当基準

①無礼な発言

②他人の私生活にわたる発言

③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言

(信憑性のないネット情報。言っている人を特定できない噂話など)

④基本的人権を侵害する発言 (LGBT、宗教等)

(5) 発言取消方法

- ①発言者自身による発言の取消（発言がされた日の会議中に行わなければいけない）
- ②議長の秩序維持権による取消命令又は取消留保の宣告→本会議で議長が取消命令をすぐに出すことは異例→議員等の指摘により議長が議運に当該発言が不穏当かどうか諮問して答申に従い措置
- ③他の議員による発言取消を要求する動議  
（可決されると出席議員の過半数以上が不穏当発言として認識し取り消すことを求めていることになるため、議長が何ら対応しないと議長の責任を問われる可能性がある）

(6) 発言取消留保宣告の活用

発言取消留保宣告：

議長が議員の発言が不穏当発言かどうか直ちに判断が付き難いものについて、後刻速記を議運等で確認して必要に応じて発言を取り消すことができる宣告  
→必ずしも取り消すとは限らない。また、会期中に発言取消留保宣告をすれば、閉会中においても適宜議長において留保宣告に基づく発言取消命令を出すことが可能。

※議場がざわついた時など、発言留保宣告をしておくが良い

(7) 議長・委員長の不穏当発言に対する対応

- ①議事運営における対応  
発言の取り消しにより対応
- ②会議録における取り扱い  
配布用会議録に記載する必要はない  
※会議録の原本には掲載される。原本からは削除できない。
- ③秩序違反としての対応  
侮辱に対する処分要求又は懲罰による対応

(8) 発言取消命令が行える期間

議長による発言取消命令は、不穏当発言が行われた会議当日だけでなく会期中であれば可能

(9) 閉会中における発言取消

発言取消申し出期間：

閉会中における継続審査中の委員会において、不穏当発言がなされた場合、当該発言を行なった日に発言取消申し出が必要

懲罰動議の提出における留意点：

不穏当な言動に対する懲罰動議提出は事実上不可能

（懲罰事犯の日から起算して3日以内に定例会又は臨時会を招集することは現実的に困難）

(10) 発言取消と当該発言に対する議員の責任の関係

発言の取り消しが議会において許可されれば、当該発言は最初から発言がなかったこととなる。しかし、発言取り消しの効果によって、当該発言に対する発言した議員の責任は消滅しないため、懲罰の対象になる。

(11) 議場外における不穏当発言の取り扱い（SNS等）

法的措置：

懲罰、処分要求の対象とならない。刑事・民事の裁判で対応

事実上の措置：

議員に対する注意勧告等の決議

【4】 動議・議事進行発言

(1) 意義と提案方法

・ 動議とは

一般に議案以外のもので、会議の意思決定を求める提案のこと。動議は法又は会議規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に規定人数以上の賛成者を必要とする。

・ 提案方法

動議は一般的に会議の途中において発議され、その方法は、（ア）原則として口頭により発議する、（イ）案をそなえる必要がない。

(2) 議事進行上の発言

・ 意義

議事進行上の問題について発言通告書の提出を必要とせず、議長に対し質疑や注意をしたり、又は希望を述べるための発言をいう。一人で可能。

・ 発言の範囲

議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければいけない。

(3) 動議の議題の時期

・ 動議を議題とするための要件

動議が成立することが要件（会期中のどこかのタイミングで取り上げることが可能）

・ 動議の議題の時期

動議が成立しても自動的に議題にはならず、議長による議題宣告があつて議題となる

・ 動議は直ちに議題とする必要があるか

動議が成立した後、直ちに議題としないからと言って、動議は消滅しない。→議長は動議が提出された会期中に議題とする義務を負う。

(4) 動議と日程追加

日程追加を要する動議：

独立の動議（議長不信任動議）

日程を追加しない動議：

（ア）議事進行に関する動議

（イ）議題に直接関係のある動議

(5) 緊急動議

緊急動議：

動議の発議者が当該動議に緊急性があるため、直ちに議題とすることを求める動議をいう。

ただし、法上又は会議規則上そのような動議の規定は存在しない。

緊急動議の取り扱い方法：

緊急動議として発議された動議は、動議提出者の表現だけで先決性を有するとは言えず、動議の内容によって緊急性の有無を判断し取り扱う。

7 調査費用 105,000円